

## 国籍・市民権・法的地位等を理由にした人権侵害防止のための声明

東京外国語大学国際社会学部

2026年3月19日

東京外国語大学は、多様な背景を有する学生や教職員によって構成されています。まさにこのことが、私たちのキャンパスを特徴づけ、多言語・多文化間の相互作用から魅力的かつユニークな学びの場にしてきました。このキャンパスにおいて、すべての学生・教職員が、国籍・市民権・法的地位・出身地・人種・民族・宗教・言語・年齢・ジェンダー・セクシュアリティ・障害等を理由にした差別や人権侵害を受けることなく安心できる教育研究環境・労働環境を保障するために、私たちは以下のことを確認し、また宣言します。

- ・ 特定の国や地域の国籍・市民権を理由に、または人種的偏見に基づいて、本学の教職員や学生をリスクとみなしたり、その法的地位を追及したりする言動をしない
- ・ 非正規滞在を含む法的地位の不安定な学生も、差別的な取り扱いを受けることなく、安心して教育を受ける権利を保障する
- ・ 国籍・市民権や法的地位、障害等を理由に、授業やゼミへの参加、サークルや課外活動、入試、成績評価、人事評価などで差別的な取り扱いをしない
- ・ 教職員や学生の法的地位や性自認・性的指向等の個人情報については、アウトティング（本人の同意なしに第三者に伝えてしまうこと）をしない
- ・ 教職員や学生の法的地位等に関する個人情報について、関係機関その他の第三者に提供しない

これらのことは、日本政府の批准した人種差別撤廃条約に基づき、本学が人種差別を撤廃する義務を負っていること、また「国連アカデミック・インパクト（UNAI）」に加盟しており、そこで謳われている「原則 3：性別、人種、宗教、民族を問わず、全ての人に教育の機会を提供する」および「原則 10：異文化間の対話や相互理解を促進し、不寛容を取り除く」に積極的に関与することが求められていることから確認されるものです。私たちは、これらの原則を教育・研究・学生支援および人事運営などの場面において具体化し、多様な背景を持つ構成員が尊厳をもって学び、働くことのできる環境を発展させることを、責務としてここに表明します。